

## ENEOSカード（C・P・S）規約・規定の改定について

2021年6月1日

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ENEOSカード（C・P・S）の会員規約・規定・特約（以下「規約等」といいます）の改定についてご案内いたします。

なお、本ご案内は、規約等に定められた規約変更手続きに則り、お客さまとの間のカード取引に係る契約を変更させていただくものです。

### （1）対象カード

ENEOSカード（C・P・S）

### （2）効力発生日

2022年4月1日より改定後の規約等が適用となります。

### （3）改定内容

改定内容は以下のとおりです。

改定後の規約等（全文）につきましては、2022年1月頃、当社WEBサイトに掲載の予定です。

#### ・発行手数料負担に関する特約の削除

当社では、2021年4月1日より、WEBでご利用代金明細等をご確認いただく方法を標準とし、紙のご利用代金明細書の郵送を希望される場合は、当社所定の発行手数料（会員規約第13条の5第2項ご参照）をご負担いただいております。

ただし、ENEOSカードC、ENEOSカードPにつきましては、2021年4月1日時点では当社所定の発行手数料を無料としておりましたが、ENEOSカードのサービス維持・向上、WEBサービス充実のため、2022年4月4日お引き落とし分より、当社所定の発行手数料をご負担いただきます。

#### 会員規約第13条の7（利用代金明細等の発行手数料負担に関する特約）

改定前	改定後
1. 次に掲げる本人会員が、第13条の5第1項に規定する届出をした場合等、利用代金明細等の書面での送付を受ける場合については、第13条の5第2項本文に規定する発行手数料を負担しないものとする。(1)ENEOSカードC会員(2)ENEOSカードP会員	(削除)

以上